

最低制限価格及び調査基準価格の算定基準の改正について

最低制限価格及び調査基準価格の算定基準について、中央公契連モデルの改定に伴い、下記のとおり算定式を改めますのでお知らせします。

記

1 算定方法

予定価格の内訳から、①直接工事費、②共通仮設費、③現場管理費、④一般管理費等を基に、原則として下記算定式により設定します。

ただし、予定価格の内訳に発生材（有価物）の売却費又はガス工事費等が含まれている場合は、その費用を①～④を基に算定した金額に合算します。

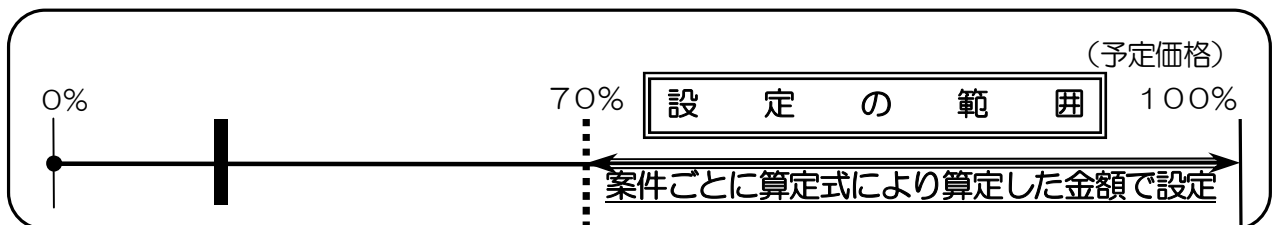
また、建築工事（建築設備工事を含む。）については、直接工事費に現場管理費の一部に相当する額（以下「現場管理費相当額」という。）が含まれているため、最低制限価格等の算定に当たっては、直接工事費から現場管理費相当額を減じた額を直接工事費とし、現場管理費は、現場管理費に現場管理費相当額を加えた額とします。

なお、現場管理費相当額は、直接工事費と明確に区分できる場合を除き、直接工事費に10分の1（昇降機設備工事にあつては10分の2）を乗じた額とします。

《算定式》

$$\text{設定金額} = \left(\begin{array}{cccc} \text{改} & \text{正} & & \\ \text{直接工事費} & \text{共通仮設費} & \text{現場管理費} & \text{一般管理費} \\ \text{①} \times 0.97 & + \text{②} \times 0.9 & + \text{③} \times 0.9 & + \text{④} \times 0.55 \end{array} \right) \times 108 / 100$$

直接工事費の算定割合を0.95から0.97に引き上げ



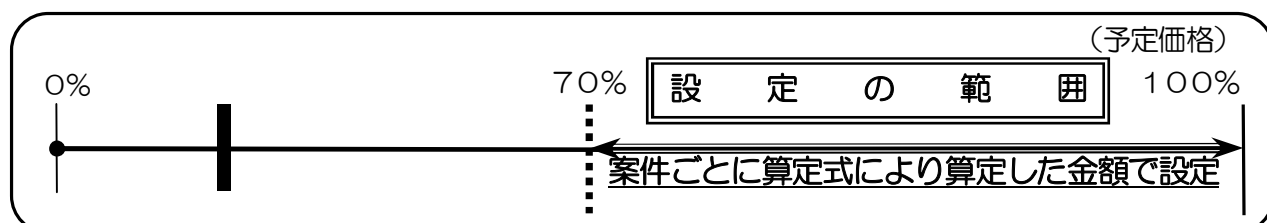
ただし、算定の結果、設定金額が予定価格の7/10に満たない場合は、予定価格の7/10とします。

《解体工事における算定式》

解体工事については、以下の算定式となります。

直接工事費 共通仮設費 現場管理費 一般管理費

$$\text{設定金額} = (\text{①} \times 0.8 + \text{②} \times 0.9 + \text{③} \times 0.9 + \text{④} \times 0.55) \times 108 / 100$$



ただし、算定の結果、設定金額が予定価格の7/10に満たない場合は、予定価格の7/10とします。

2 改正日 平成29年6月26日

ただし、改正後の算定基準は、平成29年6月26日以降に入札公告等を行う案件について適用し、平成29年6月25日以前に入札公告等を行った案件で、同年6月26日以後に入札執行するものについては、従前の算定基準を適用します。

【問い合わせ先】 水道局経理部契約課（契約調整担当）
直通（03）5320-6402